

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成 7 年 4 月 施行

飯田市

(平成 7 年 3 月 1 日 公告)

(平成 10 年 1 月 20 日 変更)

(平成 13 年 3 月 30 日 変更)

(平成 19 年 5 月 16 日 変更)

(平成 22 年 6 月 10 日 変更)

(平成 26 年 9 月 26 日 変更)

(令和 2 年 7 月 31 日 変更)

(令和 5 年 9 月 26 日 変更)

(令和 7 年 3 月 31 日 変更)

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	今後の農業の基本的な方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成確保	1
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	1
(2)	効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	2
(1)	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標	2
(2)	新規就農者数の確保目標	2
4	部門別誘導方向と地域農業のあり方	
(1)	部門別誘導方向	2
(2)	地域農業のあり方	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型	
	ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	4
(1)	生産方式	4
(2)	経営管理の方法	4
(3)	農業従事の態様等	4
2	農業経営の指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型	
	ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	7
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	7
(1)	生産方式	7
(2)	経営管理の方法	7
(3)	農業従事の態様等	7
2	農業経営の指標（新規就農）	7
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事業	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	関係機関の連携・役割分担	9
3	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組み	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他及び営農活動の実態等の現状	11
(2)	今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	11

(3) 関係団体等との連携体制	11
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について	12
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項	12
1 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	12
2 農地利用集積円滑化事業に関する事項	12
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用 利用改善事業の実施の基準に関する事項	12
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	12
(2) 区域の基準	12
(3) 農用地利用改善事業の内容	12
(4) 農用地利用規程の内容	13
(5) 農用地利用規程の認定	13
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	13
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	14
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	14
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施 の促進に関する事項	14
(1) 農作業の受委託の促進	14
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	14
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	14
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	15
(2) 推進体制等	15
第5 その他	15

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

飯田市の農業は、水と緑に恵まれた自然豊かな中山間地域で、温暖多雨の気候、天竜川の河岸段丘を中心に、果樹や野菜の生産や畜産が盛んに行われてきました。

しかし、飯田市の総農家数は令和2年(2020年)までの直近10年間で20.2%、販売農家数は31.8%の大幅な減少となっており、著しい減少に歯止めがかからない厳しい状況にあります。また販売農家のうち後継者がいない農家が79%を占め、さらに70歳以上の担い手の割合が53.1%であり、農家の高齢化と担い手不足が進行している状況です。

このような中、本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中核的経営体¹を育成し、併せて「地域計画」の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により「地域計画」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼働力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。

¹中核的経営体：第4期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成するにあたり、年間労働時間と年間農業所得の目標値を以下のとおり定めます。

区 分	主たる従事者1人当たり	1経営体当たり
標準経営	450万円（550万円）	700万円（800万円）程度
中山間経営	300万円	450万円（450万円）程度
年間労働時間	2,000時間程度	

（ ）内は県数値

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体当たり概ね700万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体当たりおおむね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者1人当たりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

ア 企業マインドで地域農業を支える中核的経営体の育成

多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める「地域計画」の策定及び策定された地域計画の実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

イ 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要で

す。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取り組みを行政、関係機関・団体が一体となって複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

年間農業所得	主たる従事者 1 人当たり	1 経営体当たり
	2 5 0 万円	3 7 5 万円
年間労働時間	2, 0 0 0 時間程度	

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2 人及び繁忙期の雇用の確保により、1 経営体当たりおおむね 375 万円の年間所得を目指すものとします。

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年 15 人（45 歳未満）確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT 技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進めます。

ア 普通作物

水稻においては、中核的経営体への利用集積や作業受委託を推進するとともに、減農薬・減化学肥料の「こだわり米」など付加価値を高めた作物の普及や有利販売を図ります。

中山間地域では、集落レベルで栽培協定や機械の共同利用、作業の受委託などにより、将来的には集落全体の稲作部門を主体となる担い手に集約したり、集落を一つの経営体としていくなど、地域の実情に応じて誘導を図ります。

イ 園芸作物

新規参入者も含め、農業者がやりがいを感じることでできる新たな作目や栽培技術の導入、多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓等を総合的に推進し、産地の体質強化を促進します。

また、兼業農家や自給の農家については、女性や高齢者、定年退職者が取り組みやすい作目を選定し導入を進めます。

果樹

当地域の基幹作目として位置付け、生産・流通・販売の一貫したマーケティング戦略による有利販売を進めます。地域性を活かした品目、品種の生産基盤を強化し、消費者ニーズに応じた品種への転換を進め、新しい時代の要求に応えられる果物産地を築きます。

主力品目は、桃、梨、りんご、市田柿、ぶどうとし、特に市田柿については、地理的表示保護制度（GI）を生かしたブランド品としての販売を拡大するとともに、海外への輸出など販路拡大に取り組めます。

野菜

きゅうり、アスパラガス、ねぎを主力品目とし、気象災害に強い安定供給可能な産地づくりを目指す

ために、施設栽培、養液栽培を展開するとともに、新規就農者や大規模経営体を育成し、生産基盤の強化を図ります。

販売については、集荷体制の充実に取り組むとともに、契約販売、相対取引、直販の拡大による収入の安定化を図ります。

ウ 特用作物等

農業者の高齢化、担い手不足が課題である中山間地域や遊休農地等において、高齢者や女性であっても比較的軽作業で、ある程度の所得を見込める省力作物を導入し、農家所得の向上と農地の保全を図ります。

また、下栗芋や千代ネギなどの伝統野菜や小野子にんじんなど地域の特色ある品目を推進します。

上村・南信濃地区においては茶の安定生産のため、栽培技術の向上を図ります。

エ 畜産

疾病の発生、経済情勢により畜産経営は厳しい状況が続いています。今後もブランド牛や銘柄豚等の県内有数の産地を維持していくため、高付加価値化や経営の合理化等を進め、経営基盤の維持強化を図ります。

また、遊休農地への飼料作物の作付による自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理を推進します。

糞尿については堆肥化等により適正処理し、耕畜連携による循環型農業を進めます。

酪農

牛群の改良による高品質な乳質と乳量を維持するとともに、受精卵移植による肉用素牛の生産を進め、経営の安定化を図ります。

肉牛

系統交配の研究と技術統一による品質の均一化により、上物比率の向上を図るとともに、「南信州牛」ブランドの展開による有利販売を進めます。

養豚

銘柄豚の直販や契約販売などにより価格の安定化を図ります。また、糞尿、臭気についての適正処理を進めます。

その他畜産

山羊については沖縄等特定市場向けの販売を進めるとともに、中山間地域等における遊休農地利用や美しい景観創出のための飼育の拡大を図ります。

養鶏については、安全・安心な農産物提供により域産域消を推進するとともに、銘柄卵や信州黄金シャモ等の新たな品種について研究・販路開拓を進めます。

オ 施設型農業

花卉

中山間地での施設栽培、標高差を活用した季節商材を組み合わせた多品目産地としての振興を図ります。販売面では、消費者ニーズをつかんだ品種展開を行うとともに、集花場による共選共販体制の充実と、重点市場との取引拡充、需要に応じた計画的な出荷体制の整備を進めます。

菌茸

えのき、ぶなしめじを主力とし、量販店や業務用需要に対しマーケティング強化による安定した生産供給体制構築します。

また、栽培技術の向上と品質管理、安全・安心対策により産地としての付加価値の向上を図ります。

さらに、情報発信等により年間をとおした消費拡大を図るとともに、廃オガコの堆肥への利用により、環境にやさしい循環型農業を進めます。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となって

いる地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取組みを通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や、農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となります。

こうした観点を踏まえ、中山間地域等特に担い手が不足する地域においては、以下の①～③を基本に地域の実情に応じた方向性を定め関係機関が一体となり推進を図るものとします。

①中核的経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める方向

②集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向

③広域で経営展開する「農業法人企業の誘致」を進める方向

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、企業的な農業経営体の育成を推進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化や、品種の組合せ、作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険制度への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

(単位：a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		適応地域
				基幹	補助	1人	経営体	
1	果樹複合 (りんご+桃+柿+ぶどう)	120	(新) シノコール [®] 30、あかつき30、 市田柿30、シャインマスカット30	1.0	1.5	4,500	7,706	市内全域
2	野菜複合(きゅうり+ねぎ)	100	きゅうり半促成20、 きゅうり露地夏秋30、ねぎ50	1.0	1.5	4,800	8,335	〃
3	畜産専作(酪農)	—	経産牛40頭、育成牛19頭	1.0	1.5	5,300	9,586	〃

4	畜産専作(黒毛和種肥育)	—	黒毛和種常時 120頭	1.0	1.0	4,500	7,594	〃
5	畜産専作(養豚一貫)	—	母豚 120頭	1.0	2.0	4,500	8,531	〃
6	畜産+果樹 (酪農+柿)	—	経産牛30頭、市田柿10	1.0	1.0	4,500	7,720	〃
7	花き+果樹 (ダリア+柿)	50	ダリア30、市田柿20	1.0	1.0	3,000	4,897	中山間地域等
8	菌茸専作(ぶなしめじ)	—	ぶなしめじ24万本×3 回転	1.0	2.0	3,000	5,333	〃
9	野菜+果樹 (きゅうり+柿)	40	きゅうり夏秋露地20、市田柿15	1.0	1.5	3,000	4,654	〃
10	集落営農 (集落ぐるみ型:25戸)	2,400	水稻移植800 そば800 大豆800	1戸(96a)当たり平均307 10a当たり32				〃

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

注2) 複合については、単一作物ごとの所得、労働時間等を勘案して、経営指標とする。

注3) 飯田市においては、旧村または集落の区域を単位として中山間等条件不利地域を指定することが困難であるため、農業経営改善計画認定申請書ごとの立地条件等を勘案し、適当と認めるものについて、中山間等条件不利地域の経営指標を適用する。

○ 生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・稲 WCS の経済性を考慮した栽培取組を推進 ・「こだわり米」を中心とした学校給食等の地域施設への安定した供給 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進
りんご	・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・「サンつがる」、「シナノスイート」、「サンふじ」等の地域ブランドの生産拡大、「シナノリップ」等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化
ぶどう	・「シャインマスカット」、「ピオーネ」、「ナガノパープル」を主体に、省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ@」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進
なし	・「幸水」、「豊水」、「南水」を主体とし、生産性低下が顕著な老木園の高接ぎ更新・改植の推進 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上 ・「南水」の輸出事業の拡大
もも	・「あかつき」、「白鳳」、「川中島白桃」を主体に、改植による樹園地の若返りを推進 ・早期高品質、高糖度品率向上のため自然開心形の取組の推進 ・低樹高仕立て栽培の推進
市田柿	・原料柿の生産管理の徹底 ・加工技術の底上げ、加工食品製造としての意識統一の推進 ・天候不順への対応のため、施設・設備の見直し、火力乾燥等、早期的・安定的加工技術導入の推進 ・新規栽培者及び大型経営体の確保・育成

きゅうり	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者及び大型経営体の確保・育成 ・施設化により気象災害に強い安定的な産地形成
アスパラガス	・施設化による気象変動、病害対応と多収穫を推進 ・早期成園化のため深植え技術の推進 ・新規栽培者の確保・育成
ね ぎ	・生産性の高い白ネギを中心に産地化の形成 ・新規栽培者及び大型経営体の確保・育成
トマト	・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・新規栽培者の確保・育成
ダリア	・生産量日本一と周年出荷産地として需要のターゲットを明確化した用途別生産体制の確立 ・露地作型から施設作型への移行の推進 ・新規栽培者の確保・育成
カーネーション	・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
シクラメン	・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用
えのきたけ	・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
ぶなしめじ	・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
乳用牛	・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性別別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・ヘルパー制度の活用による畜産経営の維持・継続 ・後継者の育成・確保
肉用牛	・和牛肥育農家への安定的な和牛素牛供給の推進により、「南信州牛」の頭数確保とブランド力を維持 ・繁殖農家への妊娠牛供給の推進により飼育頭数の増加 ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・ヘルパー制度の活用による畜産経営の維持・継続 ・後継者の育成・確保
豚	・銘柄豚を中心とした頭数維持 ・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善 ・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上 ・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下 ・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進 ・CSFの侵入防止の徹底と適切なワクチン接種 ・後継者の育成・確保
鶏	・高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底 ・ヒナの育成管理の徹底による「信州黄金シャモ」の安定生産の推進 ・飼料用米の活用など低コスト化と付加価値化の推進

	NO	区 分	内 容	年間所得	備 考
農業 関連 事業 部門 の展 開方 向例	1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設 1 棟	2,000 千円 程度	
	2	共同加工経営	果樹、野菜、きのこ等加工 加工処理施設 1 棟		加工処理施設は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設 1 棟		施設直売と産地直送
	4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

(単位: ha、人、千円)

環境保 全型農 業への 取組事 例	農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
野菜類複合		2.5ha	少量多品目栽培(有機栽培)	1.0	2.0	4,500	7,500	

注1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね50%以下の栽培を前提とした。

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)と有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(2,000時間程度)の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

2 農業経営の指標(新規就農)

(単位: a、人、千円)

NO	農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		適応地域
				基幹	補助	1 人	経営体	
1	果樹複合 (りんご+桃+柿+ぶどう)	70	(新) シナゴール20、あかつき20、 市田柿20、シャインマスカット10	1.0	1.0	2,500	3,843	市内全域

2	果樹・野菜複合 (きゅうり+柿)	35	露地夏秋きゅうり15、市田柿20	1.0	1.0	2,500	3,956	〃
3	野菜複合 (ねぎ+きゅうり)	35	ねぎ30、露地夏秋きゅうり15	1.0	1.0	2,500	3,786	〃
4	畜産専作(酪農)	—	経産牛20頭、育成牛10頭	1.0	1.0	2,500	4,793	〃
5	畜産+果樹(酪農+柿)	—	経産牛15頭、市田柿10	1.0	1.0	2,500	4,126	〃

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。 1 施設・機械投資の低減 ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。 ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 2 経営管理及び生産方式 経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。
-------------------------	---

注1) 本指標は、長野県農業経営指標(平成28年版)及び南信州・複合集約型の就農モデルを参考とした。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事業

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

飯田市の農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、リタイア農家の経営を継承する新規就農者や農地の受け皿となる大規模経営体の育成を推進するとともに、子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実がこれまで以上に必要です。

農業を担う人材を安定的に確保するため、新規学卒者を含め、県内外からの新規参入者の誘致の促進や、農業技術、経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進するとともに、農業法人等での就労期間中に栽培技術等を習得した独立志向者が市内で円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図ります。

また、耕作が困難となった農地の受け皿となり地域農業をけん引する大規模法人の育成を加

速するとともに、多角的な担い手の確保を進めます。

併せて、農業法人等が雇用就農者（従業員）を安定的に確保できるよう、経営者自身のスキル向上を支援するほか、求人求職者とのマッチング支援などに継続して取り組みます。

一方、小規模農家や兼業農家に加え、いわゆる農ある暮らしなど、農村地域の重要な支え手がコミュニティを形成しながら、農地を有効利用し農業を継続していけるよう支援を充実するとともに、農ある暮らし志向者の呼び込みなど農業者の裾野拡大を促進します。

さらに、農業大学校のカリキュラムや学びの環境など学校の魅力を幅広くPRし、県内外から意欲ある学生を一人でも多く確保するとともに、県内の農業高校と連携して、農業を担う就農者や農業関連産業の担い手の育成を進めます。

２ 関係機関の連携・役割分担

（１）県

ア 農政部

就農促進に関わる総括的な連絡調整及び基金の指導監督を行います。

イ 農業農村支援センター

学校教育との連携により、児童・生徒の就農意欲の高揚を図るとともに、新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行います。

ウ 農業大学校

研修教育の中心的機関としての役割を担い、実践的な研修教育を行います。

（２）農業担い手育成基金

新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と就農相談、無料職業紹介事業を実施するほか、基金独自の事業として就農希望者や青年農業者等への助成事業を実施します。

（３）農業会議及び市町村農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行い

ます。

（４）農業協同組合等

長野県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会長長野県本部並びに農業協同組合は、生産流通等に関する総合的な機能を発揮し青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

（５）農地中間管理機構

新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、遊休農地解消事業等により就農初期段階における経費負担の軽減を図ります。

（６）市

農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

（７）農業信用基金協会

農業協同組合等金融機関が青年農業者等に行う農業制度資金の貸付けに対して債務保証を行い、認定就農者への融資の円滑化を図ります。

（８）農業経営者協会及び農業法人協会

新たに就農しようとする青年等の農家研修を積極的に受け入れるとともに、地域における就農前後の青年等に対して適切な助言指導等を行います。

３ 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための取組み

- ・市は、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて、最新情報を常時発信します。
- ・農業経営・就農支援センターは就農希望者に対して、対面や Web による就農相談会の開催、農業体験・就農準備研修及び新規就農里親研修の実施など、市町村や農業関係団体と連携した丁寧な支援活動により、就農の始めの一步を強力に応援します。

・農業農村支援センターは、就農後の営農定着から経営安定までを、習熟度に応じたステップアップ方式の伴走型支援でサポートします。また、生産技術や農業機械、施設等を円滑に継承できるなど、就農初期の経営リスクが低い親元就農者への支援を拡充し、地域農業の担い手の営農継続をバックアップします。さらに、雇用就農により生産技術を習得している従業員等を対象としたスキルアップ研修を実施し、自営志向者の独立に向けた支援を行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
35%	

$$\text{利用の集積に関する目標} = \frac{1,046 \text{ ha}}{2,990 \text{ ha}}$$

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

飯田市では果樹、畜産が基幹作目であり、平坦部において水稻や野菜の集約栽培が行なわれていますが、まとまった平坦部が少なく、経営農地が分散傾向にあるため、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

また、山間部では、経営規模が零細で農地の利用集積が困難であり、果樹、野菜等で立地条件を活かした特色ある高付加価値農業や農産加工の取り組みもあるが、農業者の高齢化や担い手不足から遊休農地の増大や有害鳥獣の被害など課題が多くあります。

(2) 地帯区分別の集積促進について

農用地の集積にあたっては、地域計画の取り組みにより地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとします。地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとします。

ア 竜西上段地帯

市の農業生産の主力を担っている地域であり、主軸の果樹の他に、水稻、野菜の複合経営による展開で、経営の安定化と担い手の確保、育成及び産地の維持に努め、土地利用型農業の拡大を図ります。

イ 竜西下段地帯

平坦地では水稻、野菜を中心とし、その他では果樹や畜産、菌茸の生産が行なわれています。兼業農家が多い実情を踏まえ、作業受委託や組織的営農の導入を進め、優良農地を確保する他、市街地近郊であるため、市民農園等の利用促進を行います。

ウ 竜東、遠山地区

農業生産基盤に恵まれていない中山間地域であり、気候や標高差等の立地条件を活かした特色ある高付加価値農業の実践や農産加工の他に、観光農園、滞在型体験農園や農家民泊等6次産業化の展開を進めていきます。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、農業振興センターを活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特

性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進します。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について

市内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

飯田市は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即し、地域計画の実行を通じて、力強い農業構造を創るための活動を支援・助長するとともに、飯田市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

1 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。

円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組みが重要であり、プラン作成・見直しの話合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して推進するものとします。

2 農地利用集積円滑化事業に関する事項

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められることとなりました。飯田市は農地中間管理機構と円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの間、適切な運用を図るものとします。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

飯田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長し、認定農業者等担い手経営体への農用地利用の集積を促進するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地利用の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付24経営第564号)様式第4号の認定申請書を飯田市に提出して、農用地利用規程について飯田市の認定を受けることができる。
- ② 飯田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 飯田市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。))を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 飯田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設

定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 飯田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 飯田市は、(5)①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、農業振興センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

飯田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農業委員会、農業協同組合等関係機関及び委託農家の代表等関係者が協議して農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準が設定されるよう配慮する。

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

飯田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した効率的経営体を担う人材の育成に取り組みます。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 市は、マーケティング強化による有利販売の展開や担い手確保・育成に取り組むとともに、農道、水路等の改良・整備等の農業生産基盤の整備と、果樹集出荷施設、加工施設等の農業近代化施設の整備を行い、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上で条件整備を図ります。

イ 市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとし、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めます。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

飯田市は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、地域計画の策定のために協議の場を設けます。今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業振興センターのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、飯田市は、このような協力の推進に配慮します。

第 5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附則

1. この基本構想は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この基本構想は、平成 10 年 1 月 20 日から施行する。
3. この基本構想は、平成 13 年 3 月 30 日から施行する。
4. この基本構想は、平成 19 年 5 月 16 日から施行する。
5. この基本構想は、平成 22 年 6 月 10 日から施行する。
6. この基本構想は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。
7. この基本構想は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。
8. この基本構想は、令和 5 年 9 月 26 日から施行する。
9. この基本構想は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。